

業績項目の例および証明書類について

2020.1 学務部学生支援課

各業績項目に該当する主な例、および証明書類例を以下にあげます。いずれの業績においても、申請者本人の氏名、年月等が確認できることを要します。確認できるものがないときは、関係書類とともに、申請者の業績、活動を証明できる立場にある第三者による証明書を作成してください。証明書類の提出がない場合は、業績として認められません。評価対象となるのは、当該課程で奨学金を貸与されていた期間の業績※です。

※貸与期間中の留学・休学等により、休止期間がある場合や、貸与終了時期と課程修了時期が異なる場合、または2年次以降の採用や在学途中の辞退のため貸与期間と在学期間が異なる場合は、特にご注意ください。

1. 学位論文その他の研究論文

学位論文（専門職学位課程のプロジェクトリポートを含む）、論文誌等への投稿論文、学会等における口頭発表、ポスター発表等が該当します。

【証明書類】学位論文、投稿論文の別刷・コピー、発表学会、タイトル、発表者・著者名の詳細がわかる梗概集・ホームページのコピーなど

※令和元年度以降の博士課程第一種奨学生採用者（入学年度を問わず）は、本項目の業績が原則として必須です。

（詳細は、別添「博士課程の業績評価に関するガイドライン」を参照）

2. 特定の課題についての研究の成果

博士一貫コース等の学生で、修士論文提出の代わりにある特定の課題について研究をし、修士修了を認められた場合に該当します。博士後期課程・専門職学位課程の学生は該当しません。専門職学位課程におけるプロジェクトリポート等は、「1. 学位論文その他研究論文」で整理してください。

【証明書類】教授会に提出した研究成果の概要など

3. 著書、データベースその他の著作物

上記1. 2. 以外の研究成果で、著作物での分担執筆、データベースの構築などの場合が該当します。

【証明書類】申請者の執筆部分のコピー、データベースが見られるウェブサイト（画面コピー）など

4. 発明

申請者本人が発明者、または発明者の一人として特許申請した場合などに該当します。

【証明書類】特許の譲渡にかかる権利書のコピー、特許出願書のコピーなど

5. 授業科目の成績

単位を取得した科目において特に高成績と認められる場合に該当します。

【証明書類】成績証明書、ある特定の科目で特に顕著な業績があった場合は、それを証明するもの

6. 研究又は教育に係る補助業務の実績

主にティーチング・アシスタント、リサーチアシスタントによる教育・研究の補助業務等が該当します。

【証明書類】労働条件通知書のコピー、勤務報告書のコピー（確認者の印があるもの）

7. 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績

本学ではあまり該当する例が少ないかもしれませんが、建築学関係の学生が発表会等で受賞する例が考えられます。専攻分野に関連しない、サークル活動等の実績は該当しません。

【証明書類】表彰状など、受賞結果の確認できるもの

8. スポーツの競技会における成績

7. 同様、該当例が少ないかもしれませんが。専攻分野に関連しないサークル活動等の実績は該当しません。※不適切な例：学内チーム対抗戦の野球大会での優勝、ロボット競技大会での入賞 など

【証明書類】表彰状など、受賞結果の確認できるもの

9. ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

専攻分野に関連するボランティア活動、社会貢献活動が該当します。NPO法人、地方自治体などによる活動への参加、一般社会への科学・技術の啓蒙活動など、学外者に対する活動が原則です。

※不適切な例：火災時に救助活動の手伝い など

【証明書類】パンフレット、活動報告書、議事録など